

ヤスクニ通信 YASUKUNI NEWS

郵便振替口座番号：00130-9-101803 加入者名：バプ連ヤスクニ委員会 〒153-0061 東京都目黒区中目黒 3-13-29

立ち帰って、生きよ

辻子実 (恵泉バプテスト教会・教会員)

『聖書教育』2013年7月は、エゼキエル書を取り上げていました。エゼキエル書は、イスラエルがバビロンとの戦いに敗れ、バビロンに捕囚されるという状況の中で、主のことばがエゼキエルに臨んで語らせているものです。

当時は「神は我らと共に」という信仰に立脚して、政教一致というか政治・信仰・軍事が不可分の関係で、「エルサレムは陥落しない。神殿も不滅だ。」との確信をもっていましたから、戦いに敗れるということは信仰も喪失しかねない状況に陥っていたわけですね。

絶望的状況の中で、つぶやかれ言い始められたのが、「先祖が酸いぶどうを食べれば、子孫の歯が浮く」(18章2節)という、ことわざのようです。哀歌にも「父祖は罪を犯したが、今は亡く、その咎をわたしたちが負わされている。」(5章7節)と、記されていることをみても、「私たちは、何も悪いことをしていないのに、なぜ、バビロンとの戦いに敗れ、バビロンに捕囚されてきたのか。そうだ我々の責任ではなく祖先が悪いのだ。」と、典型的な責任転嫁の言い訳を口にするようになったのでしょう。

しかし、エレミヤ書 31章 29～30節では「その日には、人々はもはや言わない。『先祖が酸いぶどうを食べれば、子孫の歯が浮く』と。人は自分の罪のゆえに死ぬ。だれでも酸いぶどうを食べれば、自分の歯が浮く」と記されています。エレミヤ書には明確に、各々の信仰告白の持つ責任性を指摘しています。

エゼキエル 18章 4節で、神は「すべての命はわたしのものである。父の命も子の命も、同様にわたしのものである。」と断言します。バビロンとの戦いに敗れ、エルサレムは陥落し、神殿も破壊されてバビロンに捕囚されて絶望の中にいたイスラエルの人々に、エレミヤ書 18章 32節で、神は「わたしはだれの死をも喜ばない。お前たちは立ち帰って、生きよ」と、呼びかけられています。

私は、靖国神社問題に一貫して関わってきていますが、靖国神社のシステムと言うのは実に良く出来ていると思っています。靖国神社では死者の靈魂を、靈璽簿(れいじぼ)と言うノートのようなものに招

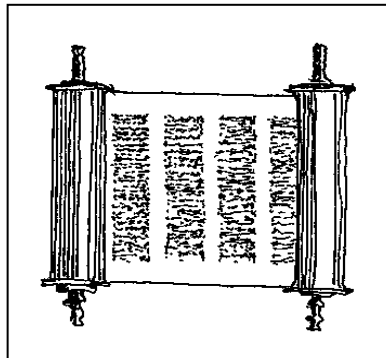
き寄せます(招魂)。魂が宿った靈璽簿を、神輿の原型のようなものに乗せて、遺族が土下座する中を、行列を作って本殿に運びます。

そこで、靈璽簿の靈魂を本殿に納められている「鏡と刀」に移らせることによって、戦没者は、靖国神社の神になります。遺族に

とっては、自分たちの父や母、夫や妻あるいは、子どもたちが目の前で神になることを実感できるわけです。

靖国の神学と、聖書が私たちに伝える言葉の決定的違いは、靖国神社では、人が天皇のために死んだら神にして誉めてあげますと言い、聖書では、神は「生きよ」、と言っている点にあると思います。

私たちは創造の神を信じ、ヘブライ人への手紙 11章 1節に記されている、「信仰とは、望んでいる事柄を確信し、見えない事実を確認することです。」という信仰に生きる者です。



暗黒社会がやってくる～秘密保護法の危険性

井堀哲（八王子めじろ台教会員・弁護士）

連日、新聞を賑わしているのが特定秘密保護法だ。この記事を目にするときには、この悪法が成立してしまっているかもしれない。私自身、そうでないことを祈り、行動できたらと祈っている。なぜ、このように大騒ぎになっているのか。それは、この法案が、時の政府に異を唱える市民の声を根絶やしにする危険性をはらんでいるからだ。

この法案は、国にとって重要な秘密を「特定秘密」と指定し、秘密を漏らした公務員や秘密を入手した人を処罰するものだ。守るべき「秘密」は、防衛、外交、スパイ活動の防止、テロ活動の防止に関する事項の4分野である。

この法案の問題性の第1は、何が「秘密」か分からないことだ。法案は上記の4つの分野の内容について列挙しているが、何を秘密にするのか決めるのは、大臣、知事、市区町、その他行政のトップとされる人間だ。彼らの頭の中を覗くことが出来ない以上、「秘密」もブラックボックスというわけだ。

第2に、何をしたら処罰されるのか分からない。処罰対象には、秘密を漏洩する行為だけではなく、入手したこと、取得したことが含まれる。漏洩と取得については、その未遂・共謀・そそのかし、煽動、過失も処罰対象だ。「秘密」をうっかり入手してしまったり、情報公開を求める要請書に賛同したりすることも、場合によっては処罰の対象になる可能性がある。

第3に、そもそもなぜ「秘密」とするのか、その理由が理解できない。防衛・外交と聞くと何となく「外部に漏らしてはいけない」と感じるかもしれない。しかし、よく考えて欲しい。この国の主権者は私たち国民であって、国家に属する全ての情報は私たちのものだ。米軍基地やTPPの問題を挙げるまでもなく、防衛も外交も、国民の安全や日常生活に密接に関係する重要な事柄であって、一部の官僚が独占すべきものではない。なお、防衛情報とは要するに軍事情報であるが、そもそも憲法9条で戦争を放棄し、武力を保持しないと誓った国家に軍事情報があること自体筋が通らない。

そのほか、外国籍の友人と政治談義をすることが「スパイ活動の防止」として通信傍受の対象にされたり、原発の危険性に汚染に関する情報が「テロ活

動の防止」として非公開になる可能性もある。もはや「秘密」など、いくらでもでっち上げられる。

第4に、私たちの私生活が政府にのぞき見される。この法案では、秘密を取り扱う者を限定して秘密を管理する（人的管理）との名目で、公務員や民間企業の関係者（配偶者、知人、友人）に関する情報収集を行うことが認められている。情報の種類は、犯罪懲戒歴、薬物の濫用、精神疾患、飲酒の程度、経済状況など多岐にわたる。ビールを何杯飲むとか、借金がいくらあるとか、プラバシーに立ち入って、丸裸にされるのだ。

第5に、政治に関する記事が紙面から消える可能性がある。私たちは毎日、新聞を読んで、国はけしからんとか、税金の使い道を何とかせよと思ったりする。しかし、この法案が成立してしまえば、取材活動は処罰対象である「特定取得行為」に該当する可能性がある。そうなれば、マスコミや記者、市民運動をしている者は懲役10年で刑務所に行くことを覚悟して、政府に対し取材に当たらなければならない。当然、彼らは萎縮し、その結果、大本営発表の記事と趣味娯楽の記事で埋め尽くされ、紙面は「死面」と化す。

この法案に対するパブリックコメントのうち8割が反対意見であり、マスコミ、学者、弁護士会、市民団体、藤原紀香、あらゆる方面から反対の大合唱だ。11月13日現在、法案は衆議院の特別委員会で審議中だが、担当大臣や官僚の答弁は変遷し、政府は馬脚を現しつつある。

主イエスは、秘められたもので、公にならないものはないと語った（マルコ4:22）。秘密は公にされる。法案は、不都合な事実を隠蔽しようと企てであって、イエスの語った真理に逆行する権力者の愚行である。キリスト者は、全力を挙げてこの法案を廃案させるべきである。



【新聞他 拾い読み】

■安倍首相の靖国参拝、戦略上最善の利益なし

カート・キャンベル前米国務次官補（東アジア・太平洋担当）が安倍晋三首相は靖国神社参拝を自制すべきだと促した。東京・千代田区の靖国神社は太平洋戦争のA級戦犯14人が合祀（ごうし）されている侵略戦争賛美施設だ。キャンベル前次官補は30日、日本経済新聞と慶應義塾大学グローバルセキュリティ研究所が共同主催した討論会に映像メッセージを送り、「（靖国参拝は）韓国・中国との関係を不安定にする恐れがある。慎重になるべきだ」と述べた。そして、安倍首相が靖国神社を参拝すれば「日本がアジアで培ってきたソフトパワー（学問・芸術などの文化的影響力）の成功が退歩する可能性もある。戦略的に見て最善の利益ではない」と述べた。

安倍首相は先月、「第1次安倍政権で任期中に参拝できなかったことは痛恨の極みだと申し上げた。その気持ちは今も変わりがない」と述べるなど、靖国参拝に強い意思を持っている。

今年は春と秋の例大祭と8月15日の終戦記念日に参拝する代わりに供物をささげた。また、日本の集団的自衛権行使についてキャン

ベル前次官補は「周辺の環境が大きく変化していることに対応するための自然な流れ」と述べた。



（朝鮮日報 131101）

■靖国神社の韓国人合祀

取り消し求め提訴 新たに27人

戦時中、旧日本軍の軍人・軍属として動員されて戦死し、戦後、靖国神社に合祀（ごうし）された韓国人の遺族27人が22日、靖国神社と国を相手に、合祀の取り消しや損害賠償などを求める訴訟を東京地裁に起こした。訴状で原告側は「無断で合祀され、遺族が故人を慰霊・追悼する権利を侵害された」と主張している。原告の1人で、兄が合祀された南英珠（ナムヨンジュ）さん（74）は提訴後に東京都内で記者会見し、「兄は日本人でもないのに強制的に徴用され、犠牲になった。合祀対象者から外して欲しい」と話した。同様の訴訟は別の遺族も起こし、2011年7月に一番・東京地裁で敗訴。23日に東京高裁で控訴審判決が言い渡される。

（朝日 131022）

■閣僚靖国参拝 中韓との対話遠ざける

新藤義孝総務相がきのう、靖国神社を秋季例大祭に合わせて参拝した。古屋圭司国家公安委員長も20日までの例大祭期間中に参拝を検討している。安倍晋三首相は参拝は見送る方針だが、例大祭初日の17日に供物を私費で奉納した。閣僚の参拝は「心の問題で自由だ」と容認している。中国と韓国は反発しており、ただでさえ冷え切っている両国との関係は一層、悪化する恐れがある。首相は中韓との「対話のドアは常に開いている」と再三、述べているが、靖国参拝をめぐる対応はドアを閉ざそうとするものだ。これでは中韓の不信感を増幅させ、対話をさらに遠のかせてしまう。首相は中韓との関係を本気で改善するつもりがあるのか。あるのならその道筋をはっきりと示すべきだ。韓国外務省は「日本の政治家は侵略の歴史を正当化する靖国神社を参拝してはならない」と批判した。中国外務省も首相の供物奉納に関し「日本が侵略の歴史を直視、反省する」よう求めた。

首相は春季例大祭や終戦記念日でも参拝せずに供物などを奉納する一方、閣僚の参拝は容認した。参拝を求める国内保守層と、反対する中韓の双方に配慮したつもりだろうが、中韓の反発は抑えられなかった。・・・そもそも閣僚の参拝が問題なのは靖国神社が先の戦争を正当化する歴史観を持ち、A級戦犯を合祀しているからだ。閣僚の参拝は侵略戦争の肯定と受け止められ、アジア諸国だけでなく日本国内にも批判がある。政教分離の観点からも問題が多い靖国参拝に代わる、新たな追悼のあり方に関する議論を急ぐべきだ。

（北海道・社説より 131019）

■新藤総務相ら、靖国神社を参拝

安倍首相は真榊奉納

新藤義孝総務相は18日、秋季例大祭が行われている東京・九段北の靖国神社に参拝した。また、超党派の「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」（会長＝尾辻秀久元厚生労働相）に所属する衆参の計159議員も参拝した。新藤氏は参拝後、記者団に対し、私的な参拝で玉串料も私費で納めたと説明。中国や韓国からの批判が予想されることについては「個人の心の自由の問題なので、論評されることではない。外交上の問題になるとはまったく考えていない」と語った。・・・安倍晋三首相は参拝を見送り、17日に神前に捧げる供え物「真榊（まさかき）」を奉納した。靖国神社によると、田村憲久厚生労働相、伊吹文明衆院議長、山崎正昭参院議長も真榊を奉納した。

（朝日 131018）

■ヘイトスピーチ 差別許さぬ当然の判決

特定の人種や民族への憎しみをあおるヘイトスピーチ（憎悪表現）と呼ばれる言動の違法性を認める初めての司法判断が示された。東京や大阪などの在日韓国・朝鮮人が多く住む地域などで繰り返され、社会問題化しているこうした行為の歯止めにつながることを望みたい。朝鮮学校を運営する学校法人が、「在日特権を許さない市民の会（在特会）」や会員らに損害賠償などを求めた訴訟で、京都地裁は1226万円の賠償を命じ、学校周辺での街宣活動も禁止した。「密入国の子孫」「朝鮮学校をぶっ壊せ」と怒鳴り上げ、その様子を撮影した映像をインターネット上で公開したことが業務を妨害し、名誉を傷つける不法行為と認めた。当然の判断だ。判決はさらに、一連の言動が国連の人種差別撤廃条約が禁止する「人種や民族的出身などに基づく区別、排除」に該当すると認めた。このような差別行為であれば条約に基づき、損害も高額になるという判断も示した。・・・表現の自由は基本的人権の中でも重要な権利であり、デモによる意見表明は尊重されるべきだ。しかし、ヘイトスピーチは、攻撃の対象となる在日韓国・朝鮮人らの尊厳を傷つけ、外国人に対する偏見と排外主義的な感情も助長しかねない。・・・判決は、人種や民族などの違いに基づく差別は許されないという常識を改めて強調した。個人の尊厳を傷つける言動はいけないという社会的合意を広げていくことが大切だ。教育の場などを通じて人権感覚を育てる取り組みを充実させたい。（毎日社説より 131008）

■安倍首相、式年遷宮の儀式に出席

日本の安倍晋三首相が2日、三重県の伊勢神宮で20年ごとに行なわれる伝統儀式に出席した。伊勢神宮は、天皇家の皇祖神である天照大神を祭る神社で、日本を侵略戦争に向かわせた精神的支柱である国家神道の総本山だ。靖国神社参拝と同じ脈絡で政教分離を禁止した憲法に反するという批判が起こっている。・・・現職首相の同儀式への出席は、1929年の浜口雄幸氏以来84年ぶり。20年ごとなのに84年ぶりなのは、第2次世界大戦敗戦の影響で1949年の第59回儀式が1953年に行なわれたためだ。

児童文学作家の山中恒さん（82）は朝日新聞に、「かつて伊勢神宮は祭政一致、国体原理主義の総元締だった。安倍首相の行動は明らかに戦前回帰」と批判した。批判が起こると、菅義偉官房長官は「私人としての参列」と説明した。安倍首相が、神宮訪問に続き、靖国神社秋季例大祭（17～20日）で参拝するのかがどう注目される。（東亜日報 131004）



■米国務長官らが千鳥ヶ淵墓苑で献花

来日中のジョン・ケリー国務長官とチャック・ヘーゲル国防長官は3日、東京千代田区の千鳥ヶ淵戦没者墓苑を訪れ、献花した。安倍晋三首相が5月に訪米した際、靖国神社を米国のアーリントン国立墓地（Arlington National Cemetery）になぞらえたことに対するけん制とみられる。ケリー国務長官とヘーゲル国防長官は、外務・防衛担当閣僚による安全保障協議委員会のため来日中。同行した米国防総省高官はAFPの取材に対し、千鳥ヶ淵戦没者墓苑はアーリントン国立墓地に「最も近い存在」だと述べた。

（AFP＝時事 131003）

■靖国参拝 首相は見送り継続を

安倍晋三首相は終戦記念日の15日、靖国神社参拝を見送り、自民党総裁名で同神社に玉串料を納めた。靖国が近隣外交を進める上での大きなネックになっている今、大局的な判断と評価したい。玉串料は私費で、自民党総裁特別補佐の国会議員が代理で納め、「自民党総裁 安倍晋三」と記帳したという。私費であれば政教分離上の問題は生じない。第1次内閣当時に参拝しなかったことを「痛恨の極み」と繰り返し明言してただけに、参拝期待の支持者向けの配慮として理解する。「戦没者への感謝と尊崇の念」は私たちも共有するからだ。・・・問題は、今後どうするか、にある。秋には同神社の例大祭への出席問題、来春には春の例大祭、そして、毎年8・15への対応を求められる。長期政権を望むのであれば抜本策を講じるべきではないのか。過去にもいくつかの策が提起され検討された。わかりやすいのが、いわゆるA級戦犯の分祀論である。中曽根康弘政権時から議論されてきた。昭和天皇が参拝を控えた背景にこのA級合祀があったとの証言もあり、保守陣営にも一定の支持者がいる。小泉純一郎政権時には無宗教の国立追悼施設の建設案もあった。そもそも靖国問題とは何なのか。A級合祀争点化の経緯はどうか。解決の出口は他にないのか。こういった問題について調査、検証、提言する有識者会議を作るのも一案だ。最低限その結論が出るまで首相は参拝を見送ることだ。悪循環を断つ政治的知恵の出どころである。

（毎日社説より 130816）

■靖国参拝の自粛を要請 全日本仏教会、官邸に

全日本仏教会の小林正道理事長は5日、世耕弘成官房副長官と官邸で会い、安倍晋三首相や閣僚に対し、靖国神社参拝を控えるよう求める要請文を手渡した。世耕氏は「首相に伝える」と応じた。要請文は靖国神社を「かつて国家神道の最重要拠点としての役割を果たした宗教施設」と指摘。「首相や閣僚はいかなる時も公人であり、政教分離の精神にのっとり参拝を控えるべきだ」と主張した。（産経 130805）

■自民党が憲法改正草案の勉強会開催へ

自民党憲法改正推進本部（保利耕輔本部長）が昨年4月にまとめた憲法改正草案の勉強会を開催することが18日、分かった。年内に開催する全国対話集会に備えて党所属議員の理解を深めるため26、29日と来月2日の3回開く予定。（産経11・19）

■国民投票法改正案、今国会の提出断念

自民、公明両党は、憲法改正の手続きを定める国民投票法改正案を今国会に提出することを断念する方針を固めた。18歳以上としている国民投票年齢をめぐって自公両党の調整が難航。27日、複数の両党幹部や首相周辺が「提出は難しい」と明言した。国民投票法は、国民投票年齢を18歳以上と定めているが、自民党内で「18歳は投票を望んでいない」などと反発が続出。国民投票年齢を「当面20歳」とする改正案をまとめ、公明党との調整を自民党憲法改正推進本部の保利耕輔本部長に一任した。（朝日11・27）

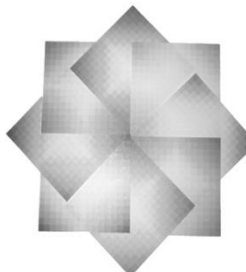
■集団的自衛権の解釈見直し、来夏に先送り

政府は7日、年内に行うことを目指してきた集団的自衛権の行使を禁じる憲法解釈の見直しについて、来年夏に先送りする方針を固めた。複数の政府筋が明らかにした。見直しに慎重な公明党や内閣法制局との調整が進んでおらず、時間をかける必要があると判断した。先送りにより、来年を想定してきた自衛隊法や周辺事態法などの改正は、2015年の通常国会までずれ込む見通しだ。（読売11・8）

■首相、憲法解釈見直し示唆

「過去には変更したことも」

安倍晋三首相は25日の参院決算委員会で、集団的自衛権行使容認に向け内閣法制局の憲法解釈を見直す考えを示唆した。内閣法制局の憲法解釈に関し「積み上げは極めて重いが、過去には解釈を変えたこともある。絶対に変えることはあり得ないということではない」と強調した。これまで内閣法制局は集団的自衛権については「国際法上有しているが、行使は許されない」との憲法解釈を示している。首相は、行使容認に向けて議論を進めている「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の結論を待つと答弁した。（共同11・25）



■参院委、NSC法案を可決 27日成立

外交・安全保障政策の司令塔となる国家安全保障会議（日本版NSC）創設関連法案は25日の参院国家安全保

障特別委員会で自民、公明、民主各党などの賛成多数で可決された。27日の本会議で可決、成立する見通しだ。法案は、大統領が強い指導力を発揮する米国に倣って、省庁縦割りを排除し官邸主導で危機管理や外交・安保政策を進める狙い。北朝鮮の核・ミサイル問題や沖縄県・尖閣諸島をめぐる中国の海洋進出など日本を取り巻く安保環境の変化に対応する。法成立後、政府は年内のNSC発足を目指している。（共同11・25）

■陸自が独断で海外情報活動

陸上自衛隊の秘密情報部隊「陸上幕僚監部運用支援・情報部別班」（別班）が、冷戦時代から首相や防衛相（防衛庁長官）に知らせず、独断でロシア、中国、韓国、東欧などに拠点进行、身分を偽装した自衛官に情報活動をさせてきたことが27日、分かった。陸上幕僚長経験者、防衛省情報本部長経験者ら複数の関係者が共同通信の取材に証言した。自衛隊最高指揮官の首相や防衛相の指揮、監督を受けず、国会のチェックもなく武力組織である自衛隊が海外で活動するのは、文民統制（シビリアンコントロール）を逸脱する。（共同11・27）

■改正自衛隊法が成立

緊急時に自衛隊による在外邦人の陸上輸送を可能にする改正自衛隊法が15日午前、参院本会議で自民、公明両党などの賛成多数で成立した。日本人10人が犠牲になった今年1月のアルジェリア人質事件をきっかけに、邦人保護の在り方を見直すべきだとの論議が高まったのを受けた措置だ。改正法は、従来、航空機や船舶に限定されていた輸送手段に車両を追加する。搬送対象者についても、これまで現地で事件・事故に巻き込まれた当事者に限られていたのを、家族や勤務先の企業関係者などを念頭に「家族その他の関係者」へ拡大した。（共同11・15）

【特定秘密保護法案関係】

■九条の会「秘密保護法案廃案に」

ノーベル賞作家大江健三郎さんが呼び掛け人の護憲団体「九条の会」の第5回全国交流・討論集会在16日、東京都内で開かれた。特定秘密保護法案が成立すれば憲法が形骸化するとして、廃案に向け「結集して運動を起こす他ない」などと、同法案に反対する声相次いだ。機密を漏らした公務員らへの罰則を強める同法案に対し、奥平康弘東京大名誉教授（憲法）は、戦争につながる決定も秘密のまま行われる恐れがあると指摘。「修正すればよいという種類のものではない。憲法改正の外堀を埋める象徴的な意味がある」と強調した。（共同11・16）

■秘密保護法案衆院通過 民主主義の土台壊すな

あぜんとする強行劇だった。衆院国家安全保障特別委員会で特定秘密保護法案が採決された場に安倍晋三首相の姿はなかった。首相がいる場で強行する姿を国民に見

せてはまずいと、退席後のタイミングを与党が選んだという。与党すら胸を張れない衆院通過だったのではない。採決前日、福島市で行った地方公聴会は、廃案や慎重審議を求める声ばかりだった。だが、福島第1原発事故の被災地の切実な声は届かなかった。審議入りからわずか20日目。秘密の範囲があいまいなままで、国会や司法のチェックも及ばない。情報公開のルールは後回しだ。国民が国政について自由に情報を得ることは、民主主義社会の基本だ。法案が成立すれば萎縮によって情報が流れなくなる恐れが強い。審議が尽くされたところか、むしろ法案の欠陥が明らかになりつつある。(毎日 11・27 社説より)

■秘密保護法案—欠陥法案は返品を

特定秘密保護法案の参院での審議がきのう始まった。なんども指摘してきたとおり、これが「欠陥品」のたぐいであることは明らかだ。まちがって欠陥品が届いたら返品するのが常識だろう。とりあえず使い始めて、事故が起きたら直そうか、というあまい話は通らない。参院は返品、つまり廃案をためらうべきではない。(朝日 11・28 社説より)

■秘密法成立強行 許されぬ権力の暴走 解散し国民の審判仰げ

あまりの強権国家ぶりに言葉もない。これで日本は本当に民主国家と言えるのか。安倍政権と自公両党は特定秘密保護法案を参院本会議で強行採決し、成立させた。担当大臣の答弁は二転三転、前言撤回の繰り返して、徹底審議とは到底言えない中での強行だ。野党の反対だけでなく、ノーベル賞学者を含む内外の広範な批判をも力で押し切った。権力の暴走と断じざるを得ない。確かに自民党は総選挙と参院選で大勝した。とはいえ、国論を二分する問題まで国民が全権委任したわけではない。首相は速やかに解散し、法の是非をめぐり総選挙で国民に審判を仰ぐべきだ。

◇主権の移動

繰り返し指摘してきたが、この法の最大の問題は、民主主義と国民主権を根底から覆す点にある。この法ができたことで、重要な情報は官僚と政権与党の一部が独占することになる。しかも秘密指定は無制限に繰り返せる上、秘密のまま廃棄もできるから、永久に闇に葬られるのだ。現に政府は防衛秘密を大量に廃棄してきた。原発事故で放射性物質の拡散情報を伏せたのも記憶に新しい。外務省も、例えば在外公館のワインリストすら秘密にしてきた。法案審議で政府は恣意(しい)的運用はしないと強調したが、これまでも主権者国民の目をふさいできた官僚たちがこれからは突然、知る権利を大事にするというのか。

秘密法が想定する秘密は、当然ながら首相らが何らかの意思決定をする際の参考にするものだろう。国政

をめぐる重要な決定は、根拠を含めて国民に知らされなければ国民主権は機能しない。永久に闇のままでは、主権が国民から官僚に移動するに等しい。安倍晋三首相は「重層的チェック機能」を強調した。だが保全監視委員会も保全監察室も政府内に置く組織だ。役人がお仲間の役人の指定を批判的に検証するはずがない。突然浮上した組織はその役割分担すら不明で、まさに泥縄式だ。識者の情報保全諮問会議も、個別の秘密指定の是非を点検するわけではない。「重層」のどこにも実効性はないのだ。

法制定で、不正を告発しようとする公務員が萎縮するのは間違いない。一般市民も処罰の対象だから、政府の不正を調べる人は命懸けだ。それどころか「何が秘密かも秘密」だから、知らぬ間に情報に接した市民が突然、処罰されることもあり得る。特高警察が暗躍し、憲兵がのさばった戦前の暗黒社会の再来となろう。

◇似て非なる仕組み

政府は諸外国の仕組みを参考に制度を整えたというが、他国の例とは似て非なるものだ。日本は秘密がいわば「常態」だが、欧米では、あくまで異例中の異例だという発想に貫かれている。例えば米国は25年たてば自動的に機密解除となる。再指定もできるが、ごく一部を除けばそれが限界だ。日本のように無期限に指定を繰り返せるという発想はない。監視機関も、米国では各省から完全に独立した第三者機関・国立公文書館情報保全監察局が担う。しかも全ての情報へのアクセスが認められている。日本の仕組みがいかに前近代的かを物語る。

国会審議中、これらの欠陥は繰り返し指摘されてきた。だが欠陥の本質は何ら変わっていない。一部野党が巨大与党にすり寄り、安易に修正協議を競ったことが、悪法成立の事態を招いた。しかも国会外での密室協議だ。民主主義の重大な危機、憲政史上の汚点と言わざるを得ない。その意味で、みんなの党、日本維新の会も自らの責任は重大と知るべきだ。

今後は米軍の環境汚染も日米間の密約も秘密指定され

かねない。県民は蚊帳の外だ。犠牲者は永久に犠牲になれと言わんばかりだ。真に法が必要なら、国民の理解は不可欠なはずだ。総選挙の争点とすることで、国民の認識も深まろう。首相はやはり一刻も早く解散し、信を問うべきだ。(琉球新報 12:7 社説)



【書籍案内】

『興亜少年讃美歌』（日本基督教音楽協会編・警醒社刊・1943）復刻版完成。

『日曜学校讃美歌』（日本基督教団日曜学校局編・日本基督教団・1944）、『興亜讃美歌』（日本基督教団讃美歌委員会編・警醒社・1943）復刻版に続いて、『興亜少年讃美歌』（日本基督教音楽協会編・警醒社刊・1943）の復刻版を製作しました。

『興亜少年讃美歌』（全 85 曲）復刻版は、1943 年 11 月 10 日発行の初版（2,000 部）を底本としています。1944 年 5 月 1 日には、再版 5,000 部が発行されていることが確認されています。再版奥付では、なぜか初版発行が 1943 年 12 月 11 日になっています。

なお、裏表紙の押し型が見えるようにして頂いた関係で、表紙の色が実際より明るくなっています。実際は、『興亜讃美歌』（初版・復刻版）に近い濃紺です。

1. 祖國日本……………	1— 2	33. 若き日……………	42
2. 少年愛國の歌……………	3— 4	34. 幼いイエスキリスト……………	43
3. 戦時の少年……………	5— 6	35. 食前の感謝……………	44
4. 皇國の少國民……………	7— 8	36. 少女の歌……………	45
5. 日本の子供……………	9— 10	37. 春が来た……………	47— 48
6. 大東亞建設……………	11— 12	38. 春の讃歌……………	49— 50
7. わが日本……………	13— 14	39. 花……………	51— 52
8. 皇國……………	14	40. 幼児と自然……………	53
9. 興亜の歌……………	15	41. 空の歌……………	54
10. 東亞の子供……………	16	42. いざ歌へ……………	55— 56
11. 應召軍人を送る……………	17— 18	43. 海之歌……………	57
12. 日本心……………	19— 20	44. 星の歌……………	58
13. 朝の歌……………	21	45. み空……………	59
14. 頌（閉會）……………	22	46. 山の歌……………	60
15. 禮拜……………	23— 24	47. 夏の歌……………	61— 62
16. 朝の禮拜……………	25	48. 秋の歌……………	63— 64
17. 家庭禮拜……………	26	49. 羊かひ……………	65
18. 朝の歌……………	27	50. お正月……………	66
19. 主の前……………	28	51. 復活節……………	67
20. 日曜日……………	29	52. わがしの如く……………	68
21. 夕の歌……………	30	53. 花咲く頃……………	69— 70
22. 信仰……………	31	54. 子供の日……………	71— 72
23. 父母……………	32	55. 花祭……………	73
24. 頌（閉會）……………	33	56. めぐみの花……………	74
25. ひな祭り……………	34	57. キャンプの歌……………	75
26. 家庭禮拜……………	35	58. キャンプ（夕）……………	76
27. オイノリ……………	36	59. 夏期講習学校の歌……………	77— 78
28. 母さまの除……………	37	60. 誕生日の歌……………	78— 79
29. 愛の誓……………	38	61. 健歩の歌……………	81— 82
30. 仲むしり子供……………	39	62. 愛……………	83
31. イエスキリスト……………	40	63. ネンネンヌスマ……………	84
32. イエスキリスト……………	41	64. クリスマスの子守歌……………	85— 86

【興亜少年讃美歌・序より】

曩に我が國最初の創作讃美歌「興亜讃美歌」の編纂にたづさはり、今また第二の創作讃美歌集なる興亜少年讃美歌を會員諸君の撓みなき努力と書肆警醒社の犠牲的協力により上梓す、出版の最も困難なる時期にもかかわらず豫期通りの充実した内容と、相当たる體裁をそなへて決戦下の我が國の少年少女と、そを愛する兄妹に贈るを得たことは會員は勿論、我が教界の大なる喜びである。

興國が大いなる飛躍を遂げ、アジアに新らしき國々が興るこの光榮あるこの時代、我々は使命の重大なるを痛感し、創作に精進すると共に日本人創作讃美歌の普及に献身すべく愈々その決意を堅くするものである。

◇「興亜少年讃美歌」申し込み先

*FAXのみ受付 03-3207-1273

*郵便番号・住所・氏名を記載の上、注文内容を明記して申し込み頂ければ、振替用紙同封の上、発送させていただきます。

*領収書の発行はしません。

*『興亜讃美歌・第2版』（復刻版）残部が30部あります。頒布価：2,000円（送料込）よろしければ一緒にご注文ください。



『沖繩を考えるQ&A』

—今、バプテストとして—

（東京地方バプテスト教会連合社会委員会発行）

◇連合社会委員長より

東京地方連合では、キリスト者の取り組むべき課題を20問の「Q&A」にまとめて発行しています。昨年は「憲法改悪」、そして今年には「沖繩」を課題として取り上げ、複数人の分担執筆で『沖繩を考える —今、バプテストとして—』を10月31日に発行いたしました。日米安全保障体制をはじめオキナワにはさまざまなしわ寄せが押し付けられています。それらは沖繩の人々が望んでいるものではありません。またトウキョウが押し付けていることが多くあります。ですからあえて沖繩の人に執筆を依頼していません。わたしたちの課題として考えるためです。ぜひ、一冊手にとって共に祈り行動いたしましょう。（一冊300円）

*お申込みは、郵便番号・住所・氏名及び冊数を明記の上、ハガキかFAXでお願いいたします。

*申込先 泉バプテスト教会・城倉啓

〒154-0002 世田谷区下馬1-20-4

FAX 03-3424-3287

*冊子と振替用紙を同封して送付させていただきます。

「特定秘密保護法」案の廃案を求める声明

私達は、特定秘密保護法案は廃案にすべきであると考えています。その理由は本法案が、基本的人権の保障、国民主権、平和主義という憲法の基本理念を侵す危険性を有しており、行政政府による情報の独占を許し、国民の知る権利や取材、報道の自由を大きく制約し、広く市民社会にも悪影響を及ぼすからです。

本法案は、防衛、外交、スパイ活動防止、テロ防止の四分野における「特定秘密」を指定し、それらの秘密を漏洩した公務員や入手した人を処罰する内容になっていますが、既に多くの人々や団体（市民団体、報道機関、法律家、あらゆる領域の人々や研究者）が指摘しているように、

- ①特定秘密の指定は「行政機関の長又は警察庁長官」によるため、恣意的な拡大解釈の危険が常にある。実質的には官僚の裁量に委ねられ、秘密の範囲は広がり、何が秘密に指定されているのかわからない。
 - ②公務員だけではなく、特定秘密を入手した（その未遂・共謀・そそのかし・扇動・過失も）民間人も処罰対象とされる。
 - ③「特定秘密を取扱う業務を行う者」と関係者、関連企業の社員等に対する「適性評価」は基本的人権、すなわち思想良心の自由、信教の自由、プライバシー等を侵害する。
 - ④報道や表現に関する自己規制や萎縮効果をもたらし、公務員らの情報公開に対する姿勢を萎縮させる。
- などの多くの危険性を持っています。

加えて、思想・信教の自由を守る視点からは、特に十二条「テロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。）」は危険です。これだと原発反対活動や宗教活動なども、「その他の主義主張に基づき、国家もしくは他人に強要」する行為として「テロリズム」にされかねません。その兆候は、反対運動に関して「絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらない」（石破茂自民党幹事長）との暴言に、既に露呈されています。

キリスト教界は、戦時中、「治安維持法」下にあつて、救世軍は「スパイ」容疑をかけられ、ホーリネス教会の再臨信仰は当時の国体を否定する「テロ」思想と見なされ弾圧された歴史があります。

本案は、戦前の悪法「治安維持法」の再来ともいえるべきものであり、「憲法改正(悪)」、「集団的自衛権」行使容認、「国家案全保障会議」設置などの一連の動きと連動した「戦争をできる国」へなるための備えである故に、その廃案を強く求めます。

2013年12月2日

宗教法人 日本バプテスト連盟

靖国神社問題特別委員会